

# タイの最新の知財動向及びデジタル化の取組

Latest IP Trends and Digitalization Initiatives in Thailand

独立行政法人日本貿易振興機構（JETRO） バンコク事務所 知的財産部長

## 渡邊 純也

2005年特許庁入庁。特許審査に従事するほか、総務部企画調査課、総務部総務課、一般財団法人工業所有権協力センター出向などを経て、2020年10月より日本貿易振興機構バンコク事務所勤務。

### 1 はじめに

タイは、インドシナ半島の中央に位置し、カンボジア、ラオス、ミャンマー、マレーシアの4か国と接している。経済規模を示す1人あたりGDPは、7,336ドル（2021年：IMF）で、東南アジア諸国連合（ASEAN）域内ではシンガポール、ブルネイ、マレーシアに次ぎ第4位となっている。主な産業としては、自動車関連と電気・電子関連が2本柱となっている。また、タイには、多くの日系企業が進出しており、2021年3月時点で確認されている日系企業は5,856社<sup>1</sup>であり、ASEAN域内では最も多い数である。一方、知財の面からみると、近年タイへの特許出願の国籍別の出願割合では、日本国籍の出願人の割合が1番多い状況であり、経済の面のみならず、知財の面でもタイと日本との結びつきは強いと言える。

本稿では、タイにおける最新の知財動向及びタイ知的財産局（DIP）が取り組んでいるデジタル化の取り組みについて紹介する。

### 2 コロナ禍における知財動向

タイにおいても新型コロナウイルスの感染拡大により大きな影響を受けている。2020年1月にタイで初めてタイ人の感染者が確認され、2020年3月にはタイ全土に非常事態宣言が発令されて以来、複数回延長され、執筆時点においても非常事態宣言が継続されている状態である。しかし、2020年の実質GDP成長率が-6.2%

であったのに対し、2021年は+1.5%、2022年は+2.5～3.5%の見通し<sup>ii</sup>となっており、経済は回復基調にある。さらに、2022年5月から新型コロナウイルスワクチン接種完了者のタイ入国に関して、入国時のPCR検査が不要となったことから、外国からの人の流れも増えつつある状況となっている。

#### 2.1 出願動向

まずは、コロナ禍におけるタイDIPへの出願の動向を紹介する。

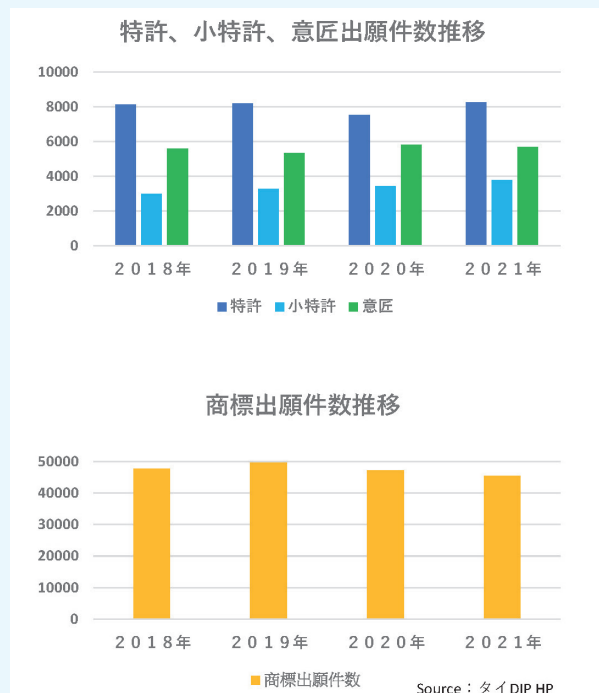


図1

図1は、2018年から2021年までの特許、小特許、意匠、商標の出願件数の推移である。特許出願について

は、2018年、2019年、2021年は、8,000件を超えていたが、2020年は7500件程度にとどまり、前年比で約8%の減少となっている。商標出願についても、2019年は5万件弱の出願があったが、2020年、2021年と減少し、2021年では約45,000件となり、2019年と比較すると、約9%の減少となった。一方、意匠出願については、2018年から2021年まで5,600件前後で推移しており、小特許出願については、2018年から一貫して増加傾向となっている。

次に、2019年と2020年の出願件数（特許、小特許、意匠、商標）のタイ国籍出願人と外国籍出願人の割合を図2に示す。

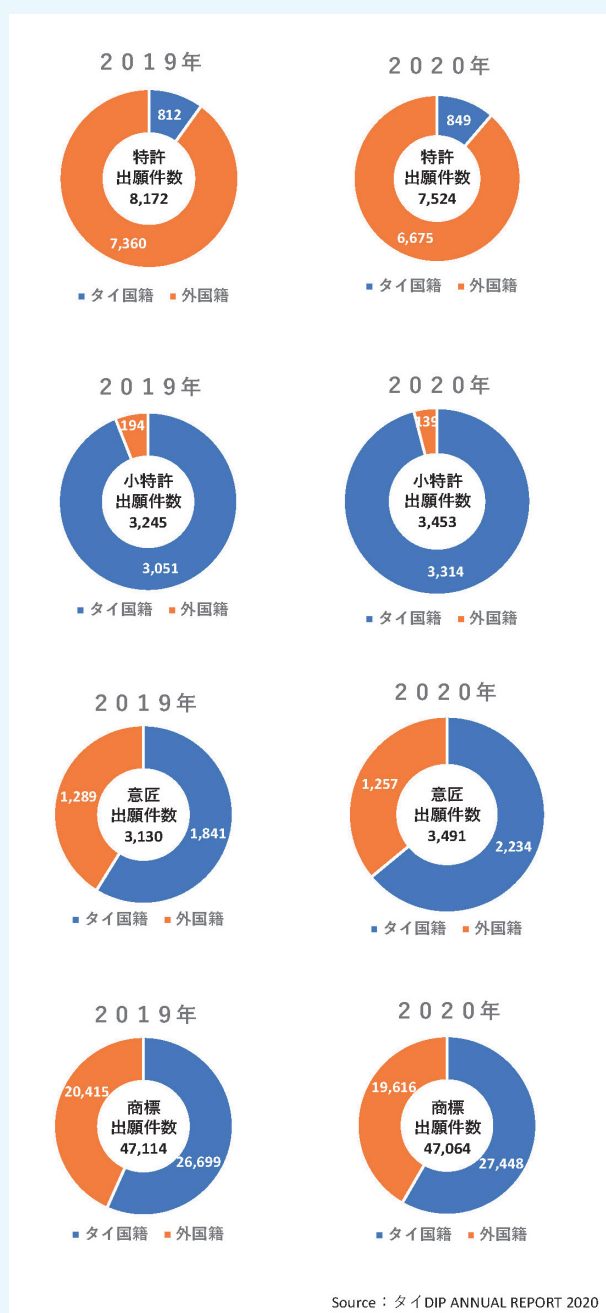


図2

図2の特許出願のデータを見ると、タイ国籍出願人からの出願が増加しているのに対し、外国籍出願人の出願が約9%減少しており、2020年の特許出願件数の落ち込みは、外国籍出願人からの出願が減ったことに起因することがわかる。また、その他、小特許、意匠、商標についても、タイ国籍出願人が出願を増やしているのに対し、外国籍出願人からの出願が減少している状況となっている。

さらに、タイDIPでは、月別の特許出願件数のデータもHP上で公表している。特許出願に与える新型コロナの影響を見るために、2019年1月から2022年3月までの月別の特許出願件数を図3に示す。

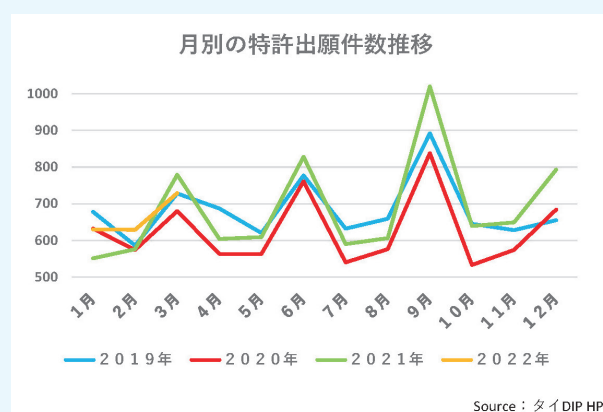


図3

前年同月の出願件数と比較すると、2019年の出願件数に対して、2020年3月、4月頃から出願が減少し、2020年11月まで一貫して前年（2019年）の件数よりも少なかった。しかし、その後、2021年になると2021年3月から前年（2020年）よりも件数が増え始め、月によってはコロナ前の2019年を上回る件数の月もあった。そして、2022年1月～3月の件数はコロナ前の2019年の件数レベルまで回復している。

これらのデータから前年と比較して大きな減少が見られ始めた2020年3月、4月は、タイにおいて非常事態宣言が発令された時期であり、これらの新型コロナウイルスに対する規制措置が出願件数の減少に少なからず影響を与えたものと考えられる。そして、特に、外国籍出願人からの出願件数の減少が大きな要因となったと言える。しかし、2021年以降はコロナ前の水準に回復しており、タイ政府による新型コロナに対する規制措置が緩和される方向にあることから、今後も回復基調は続くものと推察される。

## 2.2 知財関連法改正動向

タイでは近年多くの知財関連法や下位法令の改正手続きが進められている。

2022年1月には、タイDIPから商標審査マニュアルに関する局告示<sup>iii</sup>が発出されている。大きな変更点としては、これまでタイの商標審査においては認められていなかった通常の順序ではない3文字以上の文字、数字の並列が、識別性のある装飾した文字または数字と見なされると明記された点である。

そして、2022年2月には、タイ改正著作権法が成立し、2022年8月23日から施行されている<sup>iv</sup>。今回の改正では、デジタル時代に対応した著作物の保護強化を目的とした改正であり、主な改正項目としては、裁判所への申立てなしに、直接サービスプロバイダーに対してノーティスアンドテイクダウンができるような手続き規定、オンラインでの著作権侵害へのノーティスアンドテイクダウンに関するサービスプロバイダーの責任限定規定、著作権対象物の複製・閲覧を制限する技術（TPM: Technology Protection Measures）を回避するためのサービス、商品又は装置のユーザーは、著作権侵害に該当する旨の規定等が新たに盛り込まれている。そして、2022年7月に、タイは著作権に関する世界知的所有権機関条約（WCT: WIPO Copyright Treaty）に加盟している。

タイの特許法（特許、小特許、意匠含む）については何年も前から改正作業が進められており、現在、内閣での承認プロセスが進められている状況であるが、まだ法案成立の見通しは立っていない（執筆時点）。この特許法の改正では重要な改正項目が含まれている。発明特許に関する主な改正点としては、①出願公開時期（出願から18か月後）の法定化、②審査請求期限の出願日基準化（出願日から3年以内）、③登録後の誤記訂正の導入等である。意匠特許に関する主な改正点は、①権利期間の伸長（10年→15年）、②部分意匠制度及び関連意匠制度の導入、③自発補正、分割の導入、④公開遅延請求制度の法定化、⑤ハーグ協定加入への法整備等である。

現在のタイの特許制度では、審査請求の基準日が出願日ではなく公報の公開日となっており、さらに、公報の公開日が法定化されていない。つまり、審査請求をするためには公報が公開されるのを待たなければならず、その結果、出願から審査着手そして権利化までの期間が長

くなる要因の一つとなっている。今回の改正では、出願公開時期の法定化や、審査請求期限の出願日基準化が盛り込まれており、早期に改正法が成立し、現行の特許制度が改善されることが望まれる。

## 3 デジタル化の取組

タイDIPでは、出願人による出願手続きや、審査官の審査手続きなどにおいて真のペーパーレス化を実現すべく、デジタル化に取り組んでいる。すでに電子出願（e-filing）システムを利用した出願が可能であり、タイDIPでは電子出願システムを利用した知的財産権の出願を促進している。さらにペーパーレス化を進めべく、電子認証（e-authentication）、電子ポータル（e-portal）、電子決済（e-payment）等も導入されている。

### 3.1 Smart DIP

タイDIPでは、知的財産に関連するサービスをより便利にするために、2021年に3つのスキームからなるSmart DIPプロジェクトを立ち上げた。さらに、2022年1月から、このプロジェクトに、特許電子書類（“Patent e-Document”）サービス、テレパテント（“Tele-Patent”）サービスの2つのスキームが追加された。以下では、この5つのスキームの概要を紹介する。

#### 3.1.1 電子証明書（e-Certificate）

1つ目のスキームは、特許登録などの知的財産権に関する証明書に関して、紙の証明書に加えて、電子証明書を発行する取組である。このプロジェクトが実現すれば、特許に関して、権利者は、紙の証明書を受け取るのに60日かかるのに対し、登録日から15日以内に特許電子証明書を受け取ることができるようになる。対象となる知財権については、順次、商標や著作権などに拡大される予定である。

#### 3.1.2 オンライン紛争解決（ODR）

次のスキームは、オンライン通話による知財紛争解決のためのオンラインチャネルを提供するもので、これにより、タイDIPへの移動がなくなることで、時間、費用の面で紛争当事者の負担を軽減することができる。2020年12月7日に、タイDIPとタイ仲裁センター（THAC）は、紛争当事者にとって魅力的で効率的な

ODRの仕組みが整備されことを目的として、「知財紛争解決の発展のための協力に関する覚書」(“MOU on Cooperation for the Development of IP Dispute Resolution”)に署名した。2021年1月の制度運用開始から2021年8月までの間に、いくつかの案件がこのルートで解決されている。最初のODR案件では、提出から調停が終了するまでにかかった時間は2日間であった。これまで調停にかかる時間は45日以上であり、オンライン化することにより、大幅に時間が短縮され効率よく実施することができるようになった。

### 3.1.3 特許通知 (“Patent Notification”) サービス<sup>v</sup>

このスキームは、2つのサブスキームから構成されている。一つは、特許権の有効期限を含む特許データを活用し、研究開発を促進することを目的とした「特許有効期限早期警告」(“Patent Expiration Date Early Warning”)システムであり、権利が満了した特許権と今後5年間に権利が満了する特許権を知らせるシステムである。二つ目は、特許及び意匠出願の異議申立期間を通知するための「特許異議申立データベース」(“Patent Opposition Database”)であり、特許及

び意匠出願が公開されたことを異議申し立て期間内に知らせるシステムである。

### 3.1.4 特許電子書類 (“Patent e-Document”) サービス<sup>vi</sup>

特許電子書類サービスとは、出願人が書類を電子ファイルで提出することができるサービスであり、紙の書類を準備する負担を軽減し、審査官による特許出願の審査をより早く進めることができるものである。特許出願人がタイDIPを訪問する前に、すべての関連書類を電子書類提出システムにデジタルで提出することができ、出願人の負担を軽減することができる。

### 3.1.5 テレパテント (“Tele-Patent”) サービス

テレパテントサービスは、特許出願の準備、出願書類の作成、補正を行う人のためのコンサルティングサービスである。出願人は、タイDIPの担当者とオンラインでアポイントメントを取り、出願に関するアドバイスを受けることができる。出願のテーマや発明分野に応じて、審査官がアドバイスを行う。このサービスによって、無駄な拒絶理由が減少し、特許審査の効率化が図られることが期待される。

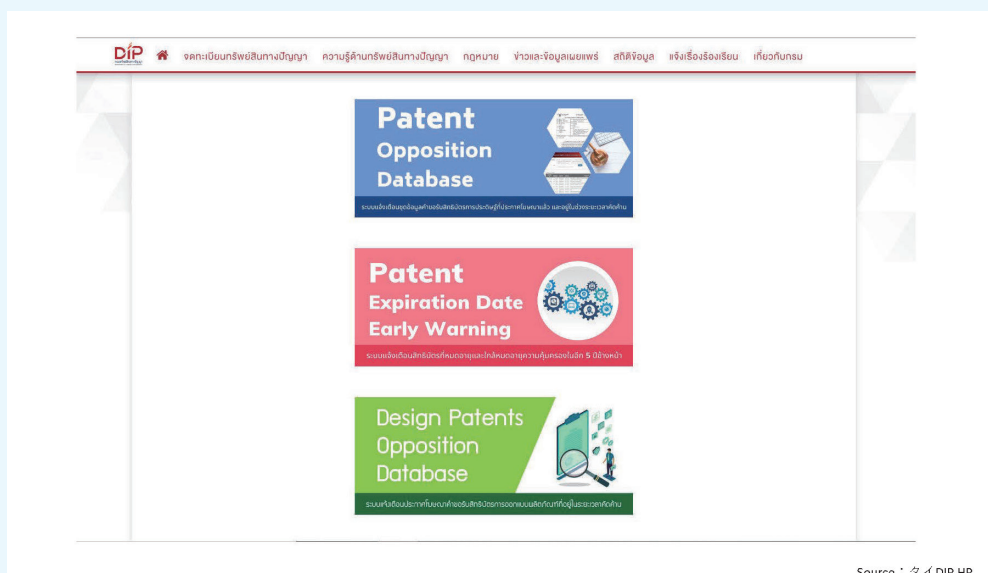


図 4



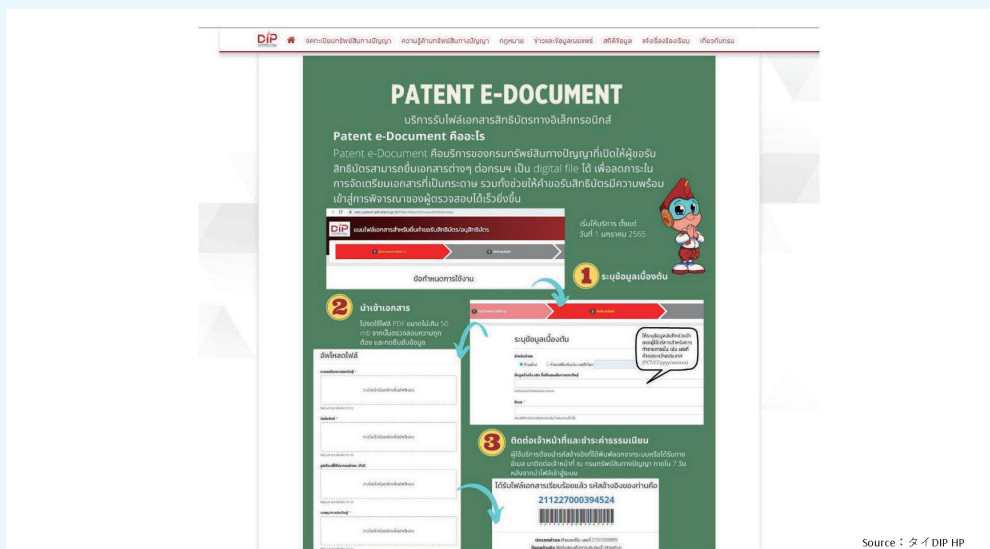


図 5

#### 4 まとめ

本稿では、タイの最新の知財動向とタイ DIP のデジタル化の取組について紹介した。出願動向に関して、特許出願については新型コロナの影響による出願の落ち込みも回復しつつある状況だが、今後の新型コロナの感染状況やタイ政府の規制状況、企業の動きに依存してくると思われるので、今後の動向にも注視していく必要がある。そして、今後のタイの特許制度の改善に向けて、特許法の改正案が早期に成立することが望まれる。また、上記で紹介した Smart DIP プロジェクトのもと、タイ DIP では、局内のデジタル化を積極的に進めている。これらの取組により、出願手続や審査手続のデジタル化が進み、出願手続や審査手続の一層の効率化が図られることを期待したい。

#### 参考文献

- i 「タイ日系企業進出動向調査 2020 年調査結果」、ジェトロバンコク事務所、2021 年 3 月  
[https://www.jetro.go.jp/ext\\_images/\\_Reports/01/047f1d797cf3c47e/20210002.pdf](https://www.jetro.go.jp/ext_images/_Reports/01/047f1d797cf3c47e/20210002.pdf)
- ii タイ国家経済社会開発委員会 (NESDC) 発表  
[https://www.nesdc.go.th/nesdb\\_en/article\\_attach/article\\_file\\_20220517085428.pdf](https://www.nesdc.go.th/nesdb_en/article_attach/article_file_20220517085428.pdf)
- iii 商標審査マニュアルのジェトロ仮訳は、下記 URL 参照。  
[https://www.jetro.go.jp/ext\\_images/world/asia/th/ip/pdf/manual20220117\\_th.pdf](https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/th/ip/pdf/manual20220117_th.pdf)

- iv タイ著作権法の改正部分のジェトロ仮訳は、下記 URL 参照。  
[https://www.jetro.go.jp/ext\\_images/world/asia/th/ip/pdf/copyrightlaw\\_th\\_jp5.pdf](https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/th/ip/pdf/copyrightlaw_th_jp5.pdf)
- v タイ DIP HP 参照。  
<https://ipthailand.go.th/th/notifypatent.html>
- vi タイ DIP HP 参照。  
<https://www.ipthailand.go.th/th/infographic/item/patent-e-document.html>

